

吹上浜砂の祭典各種図画の利用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地場産業の振興並びに吹上浜砂の祭典事業の推進に資することを目的に吹上浜砂の祭典キャラクターサンディーくんイラストやポスターデザイン、写真、映像等各種図画(以下「図画」という。)の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用対象者)

第2条 図画を利用することができる者(以下「利用対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 南さつま市内に本店又は支店を有する会社
- (2) 南さつま市内に住所を有する団体又は個人
- (3) 吹上浜砂の祭典事業に理解があり、協賛・協力をいただける会社、団体又は個人
- (4) 前各号に掲げるもののほか、吹上浜砂の祭典実行委員会会長(以下「会長」という。)が利用対象者として認めるもの

(利用対象商品等)

第3条 図画を利用することができる製造品又は商品は、前条に規定する利用対象者が製造し、又は販売するものとする。ただし、次に掲げるものについては、当該図画を利用することができない。

- (1) 吹上浜砂の祭典の品位等を損なうおそれのあるもの
- (2) 消費者に誤解を与えるおそれのあるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的として利用するもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) その他図画を利用させることが不適當であるもの

(利用の申請)

第4条 図画を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合又は実行委員会が主体となって実施するイベント等で利用する場合を除き、あらかじめ利用申請書(別記様式第1号)及び関係書類を会長に提出しなければならない。

(利用の承認)

第5条 会長は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、適當であると認めるときは、利用の承認(以下「利用承認」という。)をすることができる。

2 会長は、利用承認を行ったときは、利用承認書（別記様式第3号）を申請者へ送付する。

（承認内容の変更等）

第6条 第5条の規定による利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）が利用承認の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書（別記様式第2号）を会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。

2 会長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを承認し、変更承認書（別記様式第4号）を交付する。

（利用承認の取消し等）

第7条 会長は、次に掲げる場合にあっては、既に与えた利用の承認を取り消し、又は利用を停止させることができる。

- (1) 利用者がこの規程に違反したとき
- (2) 利用申請に虚偽又は不正があったとき
- (3) その他会長が必要と認めるとき

2 会長は、前項の規定による利用承認の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（利用期間）

第8条 図画を利用することができる期間は、承認を受けた日から5年以内とする。ただし、再度第4条に規定する申請を行うことを妨げない。

（協力要請）

第9条 実行委員会は、承認の効果や実態の把握その他必要があるときは、利用者に対し調査その他の協力を求めることができる。

（補則）

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年2月13日から施行する。